

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について（通知）

このことについては、日頃から各学校等において取り組んでいただいているところですが、過日、道内の小学校や中学校、高等学校に不審者が訪れ、児童生徒に車を傷つけられたなどと虚偽の内容を申し立て、在校生の写真を見せてほしいと要求した事案や、別の地域では、中学校や高等学校に不審者が訪れ、電話を貸してほしいと要求した事案が連続して発生しました。いずれの事案も、不審者は、後日警察に逮捕されております。

幸い、当該学校等の対応により児童生徒への被害はありませんでしたが、各学校等においては、不測の事態に備え、玄関の施錠や、来訪者の確認など対応の手順や方法、関係機関との連携の在り方を確認するなど、様々な危機等に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、引き続き、危機管理体制の確立に万全を期すことが重要です。

については、次に示す資料などを活用して、安全管理体制を確認するとともに、危機管理に関する校内研修や危機を想定した訓練、危機管理マニュアルの見直し等を積極的に行うなど、改めて幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理を徹底するよう、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し指導願います。

記

1 別添参考資料

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）

2 その他の参考資料

- (1) 「学校安全推進資料（平成 22 年度改訂版）」
- (2) 「学校における危機管理の手引き（改訂 2 版）」

3 関連通知

- (1) 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」  
（平成 24 年 6 月 7 日付け教生学第 185 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- (2) 「学校の安全管理の徹底に向けた取組について」  
（平成 24 年 7 月 20 日付け教生学第 297 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- (3) 「児童生徒の安全確保について」  
（平成 25 年 10 月 28 日付け教生学第 543 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

（生徒指導・学校安全グループ）

## 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）

### 〈趣旨〉

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校、地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

### 〈点検項目〉

#### I 学校において取り組むべき事項

##### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<b>（教職員の共通理解と校内体制）</b>			
（1）幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
① 日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っているか。			
<b>（来訪者の確認）</b>			
（2）学校への来訪者が確認できるよう次のような措置を講じているか。			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
<b>（不審者情報に係る関係機関等との連携）</b>			
（3）学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			

(始業前や放課後における安全確保の体制)			
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制)			
(5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			
(登下校時における安全確保の体制)			
(6) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。			
② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。			
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			
④ 幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導している。			
(校外学習や学校行事における安全確保の体制)			
(7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。			
② 幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。			
③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。			
(安全に配慮した学校開放)			
(8) 学校開放(夜間・休日解放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。			
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非解放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じている。			
① 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			
(学校施設面における安全確保)			
(9) 学校施設面で、次のような安全確保策を講じているか。			
① 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。			
② 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通信システム、警察や警備会社との			

連絡システム等)等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			
③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(不審者情報がある場合の連絡等の体制)			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 幼児児童生徒の安全確保のため、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
(不審者の立入りなど緊急時の体制)			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制(役割分担)を整えている。			
② 警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制(役割分担)を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

## II 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

### 1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(家庭への働きかけ)			
(1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。			
(登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

## 2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
① P T A、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			